

Plus⁺

Management information

Vol.5

安江一勢税理士事務所

2
2022

*Happy Valentine's Day!
Thank you for everything.*

Business plus

**電子帳簿保存法の改正で
経理事務が煩雑化!?**

電子帳簿保存法の改正で経理事務が煩雑化!?

電子帳簿保存法改正により 「紙」から「電子」に

今年の1月より施行され、大幅に改正があったもの。それが「電子保存」についてです。これはなかなか厳しい改正で、フリーランスの方や小規模事業者にとっては、経理事務負担が大きくなってしまいました。

どのような改正かという「電子データでやり取りした証憑書類（請求書や領収書など）については、今年からは電子で保存をしてくださいね」というものです。

一見、それほど大変では無さそうですが、この電子の保存方法がなかなか現実的ではないものでした。

これまでは、証憑書類の保存は、原則として「紙」での保存でした。

そのため、PDFなどの電子データでやり取りした証憑書類は一旦紙に印刷をして保存をしておかなければ、証拠資料として認められていませんでした。

しかし、これが今年からは「電子」でやり取りしたものは「電子」で保存をすることになり、逆に紙で印刷をして保存をすることが認められなくなってしまいました。

厄介なのが、この保存方法です。

電子データの保存にあたっては、「**真実性**」と「**検索性**」の確保が要件として定められました。

これを簡単にお伝えすると、「ごまかさないうように（真実性）」「後から調べられるように（検索性）」しておいてくださいねということです。

具体的な方法としては、証憑の種類や取引先、年月日ごとにファイル名を区分し、保存をし、訂正ができないように設定をしておかなければなりません。または電子データに番号を付して、索引簿を作成しなければなりません。

正直、事務負担が多すぎます。自社だけですべてを対応することはなかなか難しいでしょう。

そこで、当事務所の対応としては、これらの要件を踏まえたものを会計システムへと組み込み、提供をさせて頂いております。

これまでと比べると、少し大変になったかとは思いますが、国が決めた法律のもとで、後々不利益を被らないために行っている処理でもありますので、早いうちに慣れて頂けたらと思います。

また、今はまだ電子データだけですが、今後はすべての取引での電子保存が求められるのではないかと予想しています。

そのため、今のうちから、すべての取引での電子保存を進めていってください。

なお、当然、電子保存になったことによるメリットもあります。

これまでは、紙で保存をしていた証憑書類は、大まかに10年ほどは保存をしておかなければなりませんでした。そのため、その分のスペースの確保が大変でした。

しかし、電子保存になったことにより、それらは電子保存で良くなり、原本は電子化後は捨てられるようになりました。

インボイス制度が始まると、さらにこの取引データ化の波は進んでいくかと思えます。今のうちから、しっかりと準備をしていきましょう！

国税庁ホームページ『電子帳簿保存法関係』

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>



「苦さの味を知らぬものは甘さもわからない」

(ドイツのことわざ)

今月ご紹介する名言はドイツのことわざから。

「苦さの味を知らぬものは甘さもわからない」です。

いかにもヨーロッパっぽい、おしゃれなことわざですね。

常に仕事を頑張っている事業者のあなたにとっては、なかなか響くことなのではないでしょうか？

仕事をしていると、どうしても楽しいことだけで過ごすということは難しいかと思えます。

思わぬトラブルや厳しい課題、突然の問題など、苦い経験をすることも多いことでしょう。

しかし、そんな苦い経験があるからこそ、うまくいった時に喜びや幸せを感じることができると思えます。

困難に立ち会った時、それに向き合うのか、それとも逃げてしまうのか。

「苦さを知るからこそ、甘さを感じられる」と思うと、その時はキツかったとしても、頑張っ、その苦さに立ち向かおうと思えるのではないのでしょうか？

スポーツに感動できるのは、その裏に壮絶な厳しい練習があるからこそ。

仕事も、勉強も、スポーツも。高みを目指せば目指すほど、その道のりは厳しいものですが、この言葉を知っていれば、なんだか頑張れそうですね。

私自身も、経営者である限り、これからもさまざまな「苦さ」がやってくるかとは思いますが、その後に待つ「甘さ」のために、踏ん張って頑張っていこうと思います！

Personal plus

妻の誕生日祝い

先月、妻が誕生日を迎えたため、お祝いをしました。お祝いということで、妻が以前から行ってみたかったというイタリアンのお店へ食事。

小さなお店でしたが、隠れた名店という感じで、そのすべての料理が絶品でした。(あんなに美味しいクリームパスタは初めてでした)

妻の誕生日を祝うのは、4回目。

1回目が出会って間もない頃、2回目と3回目が付き合ってから、そして4回目家族として。

一緒に誕生日を過ごす時間は「良い時間だなあ」と思ったため、せっかく起業をして、自分でスケジューリングできる働き方を選んでるからこそ、毎年、家族の誕生日の日は、仕事の予定を入れず、お祝いする日にしようと決めました。

ちなみに、このPlus+を編集してくれているのは、妻です。

原稿を私が書き、その原稿をもとに、綺麗なニュースレターに仕上げられます。

大手企業で、販売促進をしている経験を生かして、パワーポイントを使いこなしているので、レイアウトやバランスなど、うまく整えてくれています。

私が知らないテクニックも多数、習得しているので、そのスキルの高さに驚いています。

なお、毎月の表紙の写真も、季節感に合わせて選んでくれています。

そのため、これからの毎月の写真も楽しみにしておいてもらえたらと思います。

(夫婦共々、今後とも宜しくお願い致します！)



最後に余談をひとつ…!

確定申告時期ということで、税理士業にとって、1年間で最も忙しい時期が到来しています。

期限がある以上、必ず間に合わせなければなりません。

ミスも許されない仕事でもあるので、気を張って仕事をする時期でもあります。

そのため、朝から晩まで休みなく、頭と手をフル回転させながら、仕事をしています。

ただ、これは、税理士の仕事をしている以上、毎年のごとです。

この業界に入った時から、1月～3月は忙しいものとして、考えています(笑)

そして、忙しいことがわかっている以上、事前に対策を打つこともできます。

それが、**準備と生産性の向上**です。

とりあえず目の前の仕事を行うだけでは、資料不足などがあつた場合に対応ができなくなってしまうため、スケジュールリングが命になります。

さらには、どうすればミス無く効率よく仕事ができるだろうと考え、普段の仕事の生産性と向き合う時期にもなります。

半ば強制的に、毎年、その部分のレベルが自分の中で上がっていくので、体力的にはキツイ時期ではありますが、成長という面においては、貴重な時期でもあります。

i 今月のお知らせ

政府は、新型コロナウイルス感染症対策の事業者への支援として、「**事業復活支援金**」の支給を開始しています。

これは、全事業者を対象としており、**新型コロナウイルスの影響で売上が前年比で50%減少している場合には、支援金を個人事業者は50万円、法人は100万円まで支給する**というものです。

計算方法や申請方法は複雑なため、また監査の際に個別にお伝えできればと思います。

あとは、体力面ですね。食べることと寝ることと少しの運動。これらは欠かせません。

栄養があるものを意識的に食べたり、湯船に使って疲れを取ったり、意識的に歩いたり。

たくさん働く分、自分のことをアスリートと思って生活をするので、高いパフォーマンスを継続することができます。

時間に追われるほど仕事があるということは幸せなことです。

大変な分、私を頼ってくれるお客様がいるということですので。

確定申告や決算は、税理士の腕の見せ所。培った知識と経験を投下して、お客様にとって有利になる申告を行なっていきます!

3月15日までは休みなしで…!頑張ります!

今月号のPlus+もお読み頂き、ありがとうございました!

来月のPlus+もお楽しみに!



支援金関係は、詐欺に巻き込まれたり、知らないうちに犯罪に加担していたりすることもあるので、もし、ご自身以外で申請をされる場合には、信頼できる公的な資格を持っている人に任せましょう。

安いからと言って、それほど信頼していない人に依頼すると、後々大変なことになってしまいます。

お気をつけください!